

【少額訴訟債権執行の申立てをされる方へ】

1 申立ての管轄

少額訴訟における判決や和解等の債務名義を作成した簡易裁判所の裁判所書記官に申し立てることになります。

2 申立書

- (1) 表紙と当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の順に左側で綴じて、下部中央にページ数を記載してください。また、各頁の上部余白部分に捨印を押してください。
- (2) (1)のほか、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録のコピー（押印していないもの）を各1通提出してください。

3 申立費用

- (1) 申立手数料は、1件 **4,000円（収入印紙）**です。
（消印はしないで下さい。）
- (2) 予納郵券（郵便切手）
 - ① 第三債務者1名で、陳述催告の申立てをする場合、**3,112円**です。
（内訳 1,250円×1組 1,204円×1組 564円×1組 94円×1組）
※ 第三債務者が1か所増えるごとに1,250円×1組、564円×1組を追加してください。
 - ② 第三債務者1名で、陳述催告の申立てをしない場合、**2,548円**です。
（内訳 1,250円×1組 1,204円×1組 94円×1組）
※ 第三債務者が1か所増えるごとに1,250円×1組を追加してください。

4 添付書類

- (1) 執行力のある債務名義
（例）① 少額訴訟における確定判決正本
② 仮執行宣言付少額訴訟判決正本
③ 執行力のある少額訴訟における和解調書正本
④ 執行力のある少額訴訟における和解に代わる決定正本
※ ①、②は、原則として執行文は不要です。
- (2) 債務名義の送達証明書
- (3) 法人の場合は、法人の現在事項全部証明書又は代表者事項証明書
「1か月以内」のものを提出してください。

5 その他

来庁の際には、印鑑を持参してください。

徳島簡易裁判所 少額訴訟債権執行係

088-603-0150（直通）